

○小牧市健康づくり推進審議会専門部会設置要綱

令和5年2月21日

4小健第1552号

(設置)

第1条 小牧市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）の審議事項のうち、健康づくりに関する専門的事項について必要な調査及び研究を行うため、審議会に小牧市健康づくり推進審議会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 専門部会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	所掌事務
食育専門部会	食育に関する事項について必要な調査及び研究を行うこと。

2 専門部会は、前項の所掌事務が完了したときは、その成果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食育に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係ある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康生きがい推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。